

市長		副市長		部長		課長	専決	係長		精算者		設計者	
令和8年度				諏訪市都市公園等遊具定期点検業務委託 設計書									
諏訪市内25公園													
設 計 大 要									施 工 方 法		委 託		
遊具定期点検業務委託 1式									施 工 期 間		日 間		
									起工年月日		令和 年 月 日		
									竣工年月日		令和8年3月5日		
									契約保証方法				
		委託設計用紙 諏 訪 市											

起 工 理 由

金

価格

. 円也

消費税等相当額

. 円也

税込

. 円也

内 訳 明 細 書

本 工 事 費 内 訳						
施工内訳表						
工 種	名 称	呼称	数 量	単 価	金 額	摘 要
劣化点検						
定期点検						
	単体遊具(A)	基	52			第1号
	単体遊具(B)	基	25			第2号
	単体遊具(C)	基	10			第3号
	単体遊具(D)	m	3			第4号
	複合遊具(小)	基	12			第5号
	複合遊具(中)	基	2			第6号
打ち合わせ						
	打ち合わせ	式	1			第7号
業務原価計						
	一般管理費	式	1			
合計						
	消費税					10%
点検業務合計						

単体遊具(A) 劣化点検

施工内訳表

第1号

(一社)日本公園施設業協会積算基準
遊具25基当たり

区分		材 名	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
1)	公園施設製品安全管理士		人				
	公園施設製品整備技士		人				
	技術員		人				
	直接人件費						
	直接物品費		式	1.00			
	直接業務費 計						
	業務管理費		式	1.00			
	報告書出力費						
	※※合計※※						
	※※1基当たり※※						

単体遊具(B) 劣化点検

施工内訳表

第2号 (一社)日本公園施設業協会積算基準
遊具25基当たり

区分		材 名	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
1)	公園施設製品安全管理士		人				
	公園施設製品整備技士		人				
	技術員		人				
	直接人件費						
	直接物品費		式	1.00			
	直接業務費 計						
	業務管理費		式	1.00			
	報告書出力費						
	＊ ＊ 合計 ＊ ＊						
	＊ ＊ 1基当たり ＊ ＊						

単体遊具(C) 劣化点検

施工内訳表

第3号

(一社)日本公園施設業協会積算基準
遊具25基当たり

区分		材 名	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
1)	公園施設製品安全管理士		人				
	公園施設製品整備技士		人				
	技術員		人				
	直接人件費						
	直接物品費		式	1.00			
	直接業務費 計						
	業務管理費		式	1.00			
	報告書出力費						
	※※合計※※						
	※※1基当たり※※						

単体遊具(D) 劣化点検

施工内訳表

第4号

(一社)日本公園施設業協会積算基準
ローラー滑り台30m当たり

区分		材 名	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
1)	公園施設製品安全管理士		人				
	公園施設製品整備技士		人				
	技術員		人				
	直接人件費						
	直接物品費		式	1.00			
	直接業務費 計						
	業務管理費		式	1.00			
	報告書出力費						
	＊ ＊ 合計 ＊ ＊						
	＊ ＊ 1m当たり ＊ ＊						

複合遊具(小)(100㎡未満) 劣化点検

施工内訳表

(一社)日本公園施設業協会積算基準
第5号 遊具5基当たり

区分		材 名	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
1)	公園施設製品安全管理士		人				
	公園施設製品整備技士		人				
	技術員		人				
	直接人件費						
	直接物品費		式	1.00			
	直接業務費 計						
	業務管理費		式	1.00			
	報告書出力費						
	＊ ＊ 合計 ＊ ＊						
	＊ ＊ 1基当たり ＊ ＊						

複合遊具(中)(100～300㎡) 劣化点検

施工内訳表

第6号 (一社)日本公園施設業協会積算基準
遊具3基当たり

区分		材 名	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
1)	公園施設製品安全管理士		人				
	公園施設製品整備技士		人				
	技術員		人				
	直接人件費						
	直接物品費		式	1.00			
	直接業務費 計						
	業務管理費		式	1.00			
	報告書出力費						
	＊ ＊ 合計 ＊ ＊						
	＊ ＊ 1基当たり ＊ ＊						

打ち合わせ2回(事前打ち合わせ、調査報告)

施工内訳表

第7号

(一社)日本公園施設業協会積算基準
1式

区分		材 名	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
1)	公園施設製品安全管理士		人				
	公園施設製品整備技士		人				
	直接人件費						
	直接業務費 計						
	業務管理費		式	1.00			
	合計						

諏訪市内公園 遊具数一覧

公園名	種別	開設	遊具 A	遊具 B	遊具 C	遊具 D	小型 複合 遊具	中型 複合 遊具	大型 複合 遊具	一般公園 施設 a	一般公園 施設 b	一般公園 施設 c	一般公園 施設 d	一般公園 施設 e	合計
			遊具A	遊具B	遊具C	遊具D	小型複合遊具	中型複合遊具	大型複合遊具	一般公園施設a	一般公園施設b	一般公園施設c	一般公園施設d	一般公園施設e	
米田公園	街区	S56	2	1											3
中島公園	街区	S56	1	1			1								3
高田公園	街区	S56	2	1	1		1								5
二反田公園	街区	H2	1				1								2
押堀公園	街区	H5	1	3											4
新井下公園	街区	H5	1	3											4
六反公園	街区	H5	2	2											4
上川公園	街区	H7	5		1		1								7
角間新田公園	街区	H7	1	1											2
豆田公園	街区	H10	1	1											2
栗の城公園	街区	H10	1	2	1										4
尾玉公園	街区	S53		1			1								2
くるみ台公園	街区	H8	1				1								2
青木公園	街区	H22	1												1
白狐公園	街区	H29	9	3											12
小計	14		29	19	3		6								57
沖田公園	近隣	S56	1				1								2
高島公園	近隣	S31					1								1
西山公園	近隣	S54													0
立石公園	近隣	S31	4	1			3								8
中屋敷公園	近隣	S63			1										1
宮川公園	近隣	S63		1											1
小計	4		5	2	1		5								13
諏訪中央公園	地区	H7	9		1		1	1							12
小計	1		9		1		1	1							12
蓼の海公園	総合	H8			5			1							6
小計	0				5			1							6
くるみ台第3公園	その他		2	2											4
文学の道	その他		6	1											7
末広公園	その他		1	1											2
小計	3		9	4											13
合計	22		52	25	10	0	12	2	0	0	0	0	0	0	101

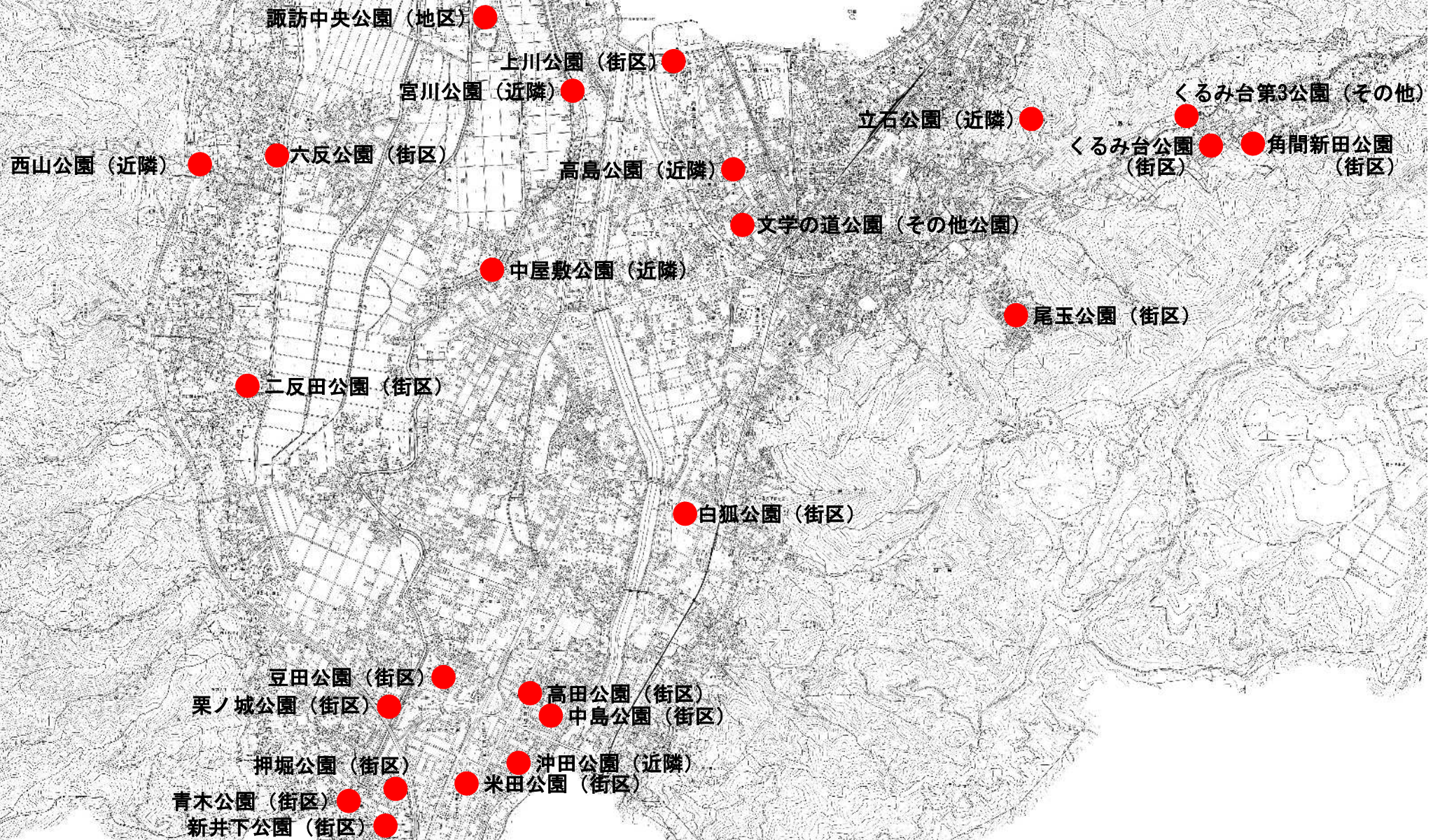
○遊具一覧表

遊具数	公園数	25公園
	遊具A	52基
	遊具B	25基
	遊具C	10基
	遊具D	基
	(ローラー滑り台)	3m
	小型複合遊具	12基
	中型複合遊具	2基

公園名	施設名称	種別	備考
米田公園	鉄棒	遊具A	R6新規
米田公園	ニョッキー	遊具A	R6新規
米田公園	クレーパー	遊具B	R6新規
中島公園	鉄棒	遊具A	R6新規
中島公園	ジャングルジム	遊具B	R6新規
中島公園	アスレチックウオンキーコネクション	小型複合遊具	R6新規
高田公園	鉄棒	遊具B	R6新規
高田公園	滑り台	遊具C	R6新規
高田公園	セベレル・スパイラル	小型複合遊具	R6新規
高田公園	ハニー(スプリング遊具)	遊具A	R6新規
高田公園	ビー(スプリング遊具)	遊具A	R6新規
二反田公園	ツイストモック	小型複合遊具	R6新規
二反田公園	チューリー	遊具A	R6新規
押堀公園	ジャングルジム	遊具B	
押堀公園	滑り台	遊具B	
押堀公園	ブランコ	遊具B	
押堀公園	ブランコ境界柵	遊具A	
新井下公園	砂場	遊具A	
新井下公園	ブランコ	遊具B	
新井下公園	トラックジャングル	遊具B	R6新規
新井下公園	滑り台	遊具B	R6新規
六反公園	砂場	遊具A	
六反公園	ブランコ	遊具B	
六反公園	ブランコ境界柵	遊具A	
六反公園	ジャングルクライムバー	遊具B	R6新規
上川公園	鉄棒	遊具A	
上川公園	砂場①	遊具A	
上川公園	砂場②	遊具A	
上川公園	ブランコ(4連)	遊具C	
上川公園	ブランコ境界柵	遊具A	
上川公園	アスレチックウオンキーコネクション	小型複合遊具	R6新規
上川公園	ウサギ(スプリング遊具)	遊具A	R6新規
角間新田公園	鉄棒	遊具A	
角間新田公園	滑り台	遊具B	
豆田公園	滑り台	遊具B	
豆田公園	カップル	遊具A	R6新規
栗の城公園	築山(スライダー)	遊具C	
栗の城公園	滑り台	遊具B	
栗の城公園	ブランコ	遊具B	片側使用不可
栗の城公園	ブランコ境界柵	遊具A	
尾玉公園	チューブ & スクウェア	小型複合遊具	R6新規
尾玉公園	ブランコ	遊具B	R6新規
くるみ台公園	砂場	遊具A	
くるみ台公園	アスレチックコネクト	小型複合遊具	R6新規
青木公園	鉄棒	遊具A	
白狐公園	健康遊具(バランス円盤)	遊具B	
白狐公園	健康遊具(けんすい)	遊具A	
白狐公園	健康遊具(腹筋ベンチ)	遊具A	
白狐公園	健康遊具(うんてい)	遊具A	
白狐公園	健康遊具(平行棒)	遊具A	

公園名	施設名称	種別	備考
白狐公園	健康遊具(背伸ばしベンチ)	遊具A	
白狐公園	スプリング遊具(車)	遊具A	
白狐公園	スプリング遊具(ゾウ)	遊具A	
白狐公園	砂場	遊具A	
白狐公園	ブランコ	遊具B	
白狐公園	ブランコ境界柵	遊具A	
白狐公園	滑り台	遊具B	
沖田公園	鉄棒	遊具A	R4新規
沖田公園	複合遊具	小型複合遊具	R4新規
高島公園	複合遊具	小型複合遊具	R4新規
立石公園	スプリング遊具(バイク①)	遊具A	
立石公園	スプリング遊具(バイク②)	遊具A	
立石公園	スプリング遊具(馬)	遊具A	
立石公園	シャベル①		D判定
立石公園	砂場	遊具A	
立石公園	滑り台	遊具B	
立石公園	複合遊具チビッコボイジャー	小型複合遊具	R4新規
立石公園	複合遊具ムシッココンビ2	小型複合遊具	R4新規
立石公園	複合遊具クモの巣コンビ	小型複合遊具	R4新規
中屋敷公園	ジャングルクライムバー	遊具C	R6新規
宮川公園	スプリング遊具(ツリー)	遊具B	R6新規
諏訪中央公園	健康遊具(サイ)	遊具A	一度D判定 どこが駄目か不明なため再点検
諏訪中央公園	健康遊具(キリン)	遊具A	
諏訪中央公園	健康遊具(オオカミ)	遊具A	
諏訪中央公園	健康遊具(カバ)	遊具A	
諏訪中央公園	健康遊具(クマ)	遊具A	
諏訪中央公園	健康遊具(オットセイ)	遊具A	
諏訪中央公園	健康遊具(シカ)	遊具A	
諏訪中央公園	健康遊具(ゾウ)		R7一部更新
諏訪中央公園	スプリング遊具(バイク)	遊具A	
諏訪中央公園	スプリング遊具(馬)	遊具A	
諏訪中央公園	木製ジャングルジム	遊具C	
諏訪中央公園	インクルーシブ遊具	小型複合遊具	R4新規
諏訪中央公園	複合遊具	中型複合遊具	※ローラー滑り台：約3m
蓼の海公園	ぶらぶら吊り橋	遊具C	R5新規
蓼の海公園	バランス&ラダー	遊具C	R5新規
蓼の海公園	ロープウェイ付き見晴らしトリデ	遊具C	R5新規
蓼の海公園	縦走アタック	遊具C	R5新規
蓼の海公園	ジャンボリフォレスト	中型複合遊具	R6新規
蓼の海公園	高原渡り	遊具C	R6新規
くるみ台第3公園	滑り台	遊具B	
くるみ台第3公園	スプリング遊具(クジラ)	遊具A	
くるみ台第3公園	スプリング遊具(ブルドーザー)	遊具A	
くるみ台第3公園	ネットクライマー	遊具B	
文学の道	スプリング遊具(ブタ)	遊具A	
文学の道	スプリング遊具(ウマ)	遊具A	
文学の道	ブランコ	遊具B	
文学の道	複合遊具		D判定
文学の道	健康遊具(背伸ばしベンチ)	遊具A	
文学の道	健康遊具(うんてい棒)	遊具A	
文学の道	健康遊具(腹筋ベンチ)	遊具A	
文学の道	健康遊具(けんすい)	遊具A	
末広公園	滑り台	遊具B	
末広公園	ラダー	遊具A	
西山公園	トットビルダー		R7新規

位置図



位置図

いずみ湖

グラウンド

キャンプ場

下諏訪町
いずみ湖公園
研修の家

夢の海公園

・諏訪市森林体験学習館

夢の海

夫婦清水上接合并

上水道集水溝

蓼の海公園（総合）

大見山

- ・ 第三種合併
- ・ 退定木等
リサイクル施設

角間新田基地

令和 8 年度
諏訪市都市公園等遊具定期点検業務委託

仕様書

諏訪市建設部都市計画課

令和8年度 諏訪市都市公園等遊具定期点検業務委託 仕様書

第1章 一般事項

1. 1 適用範囲

- (1) 本仕様書は、令和8年度 諏訪市都市公園等遊具定期点検業務委託に適用する。
- (2) 本仕様書に規定する事項は、特に定めがある場合を除き、受注者の責任において履行すべきものとする。
- (3) すべての契約図書は、相互に補完するものとする。ただし、契約図書間に相違がある場合の優先順位は、次の(a)、(b)の順番とする。
 - (a) 契約書
 - (b) 本仕様書

1. 2 用語の定義

本仕様書において用いる用語の定義は、下記による。

- (1) 「監督職員」とは、遊具等の管理業務に携わる者で、遊具等の定期点検業務の監督を行うことを発注者が指定した者をいう。
- (2) 「受注者等」とは、当該業務契約の受注者又は契約者の規定により定めた受注者側の管理技術者をいう。
- (3) 「管理技術者」とは、業務を総合的に把握し、業務を円滑に実施する為に監督職員との連絡調整を行う者で、現場における受注者側の責任者をいう。

ここでいう管理技術者とは、(一社)日本公園施設業協会が認定、登録した公園施設製品安全管理士(以下「安全管理士」という。)又は公園施設点検管理士(以下「点検管理士」という。)でなければならない。
- (4) 「担当技術者」とは、管理技術者の指導管理・監督により業務を実施する者で、現場における受注者側の担当者をいう。

ここでいう担当技術者とは、(一社)日本公園施設業協会が認定、登録した公園施設製品整備技士(以下「整備技士」という。)、公園施設点検技士(以下「点検技士」という。)、安全管理士又は点検管理士でなければならない。
- (5) 「業務関係者」とは、管理技術者及び担当技術者を総称していう。
- (6) 「監督職員の承諾」とは、受注者等が監督職員に対して書面で申し出た事項について、監督職員が書面をもって了解することをいう。
- (7) 「監督職員の指示」とは、監督職員が受注者等に対し業務の実施上必要な事項を書面によって示すことをいう。
- (8) 「監督職員と協議」とは、協議事項について、監督職員と受注者等とが結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。

- (9) 「業務検査」とは、契約書に規定する全ての業務の完了確認又は支払いの請求に関わる業務の終了の確認をするために、発注者が指定した者が行う検査をいう。
- (10) 「作業」とは、本仕様書で定める遊具等の定期点検業務をいう。
- (11) 「定期点検」とは、安全管理士及び整備技士等が摩耗状況や変形並びに経年劣化などについて点検する「劣化点検」のことをいう。
- (12) 「劣化」とは、物理的、化学的、生物的要因によりその物の性能が低下することをいう。ただし、地震、火災等の災害によるものを除く。

1. 3 受注者の負担の範囲

- (1) 点検業務の実施にあたり必要な施設の電気、ガス、水道等の使用にかかる費用は、受注者側の負担とする。ただし、公園内にその機能を有するものがある場合、監督職員の承諾を得て使用することができる。
- (2) 点検業務に必要な工具、測定機器等は受注者側の負担とする。

1. 4 点検業務報告書の様式

- (1) 報告書の様式は、発注者が定める場合を除き、(一社)日本公園施設業協会の「公園施設の定期点検に関する基準 JPFA-SP-S:2024」に記載する「定期点検総括表」「定期点検表」「写真台帳」に基づき作成すること。
- (2) 「定期点検総括表」「定期点検表」は、(一社)日本公園施設業協会が公表する最新版を使用すること。
- (3) 報告書をデジタルデータで納品する場合は、容易に改ざんできないようにすること。

1. 5 関係法令の遵守

- (1) 点検業務の実施にあたり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図ること。

第2章 業務関係図書

2. 1 業務計画書

- (1) 管理技術者は、点検業務の実施に先立ち、実施体制、全体工程、作業手順、担当技術者が有する資格等必要な事項を総合的にまとめた業務計画書を作成し、監督職員の承諾を受けること。ただし、軽微な業務の場合において監督職員の承諾を得た場合は、この限りでない。

(※安全管理士、整備技士、点検管理士、点検技士の認定証の写しを添付すること。)

(※点検作業中に利用を中止した方が良いと判断された遊具等の取扱、処置方法、連絡手順について事前に決めておくこと。)

2. 2 作業計画書

- (1) 管理技術者は、業務計画書に基づき作業実施日、作業内容、作業範囲、管理技術者名、担当技術者名等を具体的に定めた作業計画書を作成して、作業開始前に監督職員の承諾を受けること。

2. 3 業務の記録

- (1) 監督職員と協議した結果については、指定様式に記録し整理すること。

第3章 業務現場管理

3. 1 業務管理

- (1) 業務契約図書に適合する業務を完了させるために、業務管理体制を確立し品質、工程、安全、法令遵守等の業務管理を行うこと。

3. 2 管理技術者

- (1) 受注者は、管理技術者を定め監督職員に届け出ること。また、管理技術者を変更した場合も同様とする。
- (2) 管理技術者は、担当技術者に作業内容及び監督職員の指示事項等を伝え、その周知徹底を図ること。
- (3) 管理技術者は、担当技術者以上の経験、知識及び技能を有する者で「安全管理士」又は「点検管理士」であること。

3. 3 業務条件

- (1) 業務を行う月日及び時間等は、作業計画書により実行すること。
- (2) 業務契約図書に定められた業務月日に変更が生じた場合は、監督職員と協議の上、変更届を提出し承諾を受けたのち業務の実施にあたること。

第4章 業務の実施

4. 1 担当技術者

- (1) 担当技術者は、その作業等の内容に応じた必要な知識及び技能を有する者で、「点検技士」、「整備技士」、「点検管理士」又は「安全管理士」であること。

4. 2 点検の範囲

- (1) 点検業務の対象公園及び遊具等は、別紙による。
- (2) 遊具等の点検内容は、(一社)日本公園施設業協会が規定する「定期点検総括表」「定期点検表」に基づいて実施し、その結果について報告すること。
(※定期点検業務には、原則としてボルト、ナット類の増し締め、グリス等の注油は含まない。)
(※防食テープ類が巻かれている場合は、点検箇所や点検方法について事前に協議すること。)

4. 3 点検の実施

- (1) 点検を行う場合には、あらかじめ監督職員から使用状況、劣化及び修理経歴等の状況を聴取し、点検の参考とすること。
- (2) 点検業務の中で測定を行う必要がある場合は、定められた測定機器又は(一社)日本公園施設業協会認定の JPFA 点検器具を使用して行うこと。
- (3) 高難度系遊具や大可動系遊具の安全領域内の設置面の衝撃吸収性能の測定を行う場合は、JPFA 方式又は ASTM 及び EN の規格基準に適合した測定器を使用して行うこと。
- (4) 「管理技術者」と「担当技術者」の職務については、兼ねることができる。

4. 4 定期点検の回数

- (1) 定期点検の実施回数は1回であり、期間は契約書による。

4. 5 安全対策

- (1) 点検作業においては、作業中であることを表示するとともに、公園利用者へ危害・迷惑をかけることのないように十分な安全対策を講ずること。
- (2) 点検の結果、緊急な使用禁止が必要と判断される遊具等については、業務計画書等で事前に監督職員と打ち合わせた手順に従うこと。

4. 6 作業服装

- (1) 業務関係者は、業務及び作業に適した服装にて作業を実施すること。

4. 7 点検業務の報告

- (1) 管理技術者は、作業の結果を記載した点検業務報告書を作成し、監督職員へ契約書に定められた期日内に報告すること。

第5章 業務の検査

5. 1 業務の検査

- (1) 受注者は、下記の書類を提出し、発注者の指定した者が行う業務の検査を受けるものとする。

- (a) 点検業務報告書

※（一社）日本公園施設業協会の「公園施設の定期点検に関する基準 JPFA-SP-S：2024」に記載する定期点検総括表・定期点検表の様式及び写真台帳に基づいたもの

- (b) 修繕、撤去、更新等が望ましいと判断される遊具等についての修繕方法等と概算見積書

※「(a) 定期点検業務報告書」は、ファイル綴じ1部（A4サイズ）及びCD等の記録媒体にて提出すること。

第6章 その他

6. 1 疑義

- (1) 本仕様書に記載なき事項又は疑義が生じた場合は、双方協議のうえ、監督職員の指示に従うこと。

6. 2 その他

- (1) 緊急撤去等のやむを得ない事由により、点検が不可能な状態であった場合は、設計変更の対象とする。

令和 8 年度
諏訪市都市公園等遊具定期点検業務委託

仕様書

諏訪市建設部都市計画課

令和8年度 諏訪市都市公園等遊具定期点検業務委託 仕様書

第1章 一般事項

1. 1 適用範囲

- (1) 本仕様書は、令和8年度 諏訪市都市公園等遊具定期点検業務委託に適用する。
- (2) 本仕様書に規定する事項は、特に定めがある場合を除き、受注者の責任において履行すべきものとする。
- (3) すべての契約図書は、相互に補完するものとする。ただし、契約図書間に相違がある場合の優先順位は、次の(a)、(b)の順番とする。
 - (a) 契約書
 - (b) 本仕様書

1. 2 用語の定義

本仕様書において用いる用語の定義は、下記による。

- (1) 「監督職員」とは、遊具等の管理業務に携わる者で、遊具等の定期点検業務の監督を行うことを発注者が指定した者をいう。
- (2) 「受注者等」とは、当該業務契約の受注者又は契約者の規定により定めた受注者側の管理技術者をいう。
- (3) 「管理技術者」とは、業務を総合的に把握し、業務を円滑に実施する為に監督職員との連絡調整を行う者で、現場における受注者側の責任者をいう。

ここでいう管理技術者とは、(一社)日本公園施設業協会が認定、登録した公園施設製品安全管理士(以下「安全管理士」という。)又は公園施設点検管理士(以下「点検管理士」という。)でなければならない。
- (4) 「担当技術者」とは、管理技術者の指導管理・監督により業務を実施する者で、現場における受注者側の担当者をいう。

ここでいう担当技術者とは、(一社)日本公園施設業協会が認定、登録した公園施設製品整備技士(以下「整備技士」という。)、公園施設点検技士(以下「点検技士」という。)、安全管理士又は点検管理士でなければならない。
- (5) 「業務関係者」とは、管理技術者及び担当技術者を総称していう。
- (6) 「監督職員の承諾」とは、受注者等が監督職員に対して書面で申し出た事項について、監督職員が書面をもって了解することをいう。
- (7) 「監督職員の指示」とは、監督職員が受注者等に対し業務の実施上必要な事項を書面によって示すことをいう。
- (8) 「監督職員と協議」とは、協議事項について、監督職員と受注者等とが結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。

- (9) 「業務検査」とは、契約書に規定する全ての業務の完了確認又は支払いの請求に関わる業務の終了の確認をするために、発注者が指定した者が行う検査をいう。
- (10) 「作業」とは、本仕様書で定める遊具等の定期点検業務をいう。
- (11) 「定期点検」とは、安全管理士及び整備技士等が摩耗状況や変形並びに経年劣化などについて点検する「劣化点検」のことをいう。
- (12) 「劣化」とは、物理的、化学的、生物的要因によりその物の性能が低下することをいう。ただし、地震、火災等の災害によるものを除く。

1. 3 受注者の負担の範囲

- (1) 点検業務の実施にあたり必要な施設の電気、ガス、水道等の使用にかかる費用は、受注者側の負担とする。ただし、公園内にその機能を有するものがある場合、監督職員の承諾を得て使用することができる。
- (2) 点検業務に必要な工具、測定機器等は受注者側の負担とする。

1. 4 点検業務報告書の様式

- (1) 報告書の様式は、発注者が定める場合を除き、(一社)日本公園施設業協会の「公園施設の定期点検に関する基準 JPFA-SP-S:2024」に記載する「定期点検総括表」「定期点検表」「写真台帳」に基づき作成すること。
- (2) 「定期点検総括表」「定期点検表」は、(一社)日本公園施設業協会が公表する最新版を使用すること。
- (3) 報告書をデジタルデータで納品する場合は、容易に改ざんできないようにすること。

1. 5 関係法令の遵守

- (1) 点検業務の実施にあたり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図ること。

第2章 業務関係図書

2. 1 業務計画書

- (1) 管理技術者は、点検業務の実施に先立ち、実施体制、全体工程、作業手順、担当技術者が有する資格等必要な事項を総合的にまとめた業務計画書を作成し、監督職員の承諾を受けること。ただし、軽微な業務の場合において監督職員の承諾を得た場合は、この限りでない。

(※安全管理士、整備技士、点検管理士、点検技士の認定証の写しを添付すること。)

(※点検作業中に利用を中止した方が良いと判断された遊具等の取扱、処置方法、連絡手順について事前に決めておくこと。)

2. 2 作業計画書

- (1) 管理技術者は、業務計画書に基づき作業実施日、作業内容、作業範囲、管理技術者名、担当技術者名等を具体的に定めた作業計画書を作成して、作業開始前に監督職員の承諾を受けること。

2. 3 業務の記録

- (1) 監督職員と協議した結果については、指定様式に記録し整理すること。

第3章 業務現場管理

3. 1 業務管理

- (1) 業務契約図書に適合する業務を完了させるために、業務管理体制を確立し品質、工程、安全、法令遵守等の業務管理を行うこと。

3. 2 管理技術者

- (1) 受注者は、管理技術者を定め監督職員に届け出ること。また、管理技術者を変更した場合も同様とする。
- (2) 管理技術者は、担当技術者に作業内容及び監督職員の指示事項等を伝え、その周知徹底を図ること。
- (3) 管理技術者は、担当技術者以上の経験、知識及び技能を有する者で「安全管理士」又は「点検管理士」であること。

3. 3 業務条件

- (1) 業務を行う月日及び時間等は、作業計画書により実行すること。
- (2) 業務契約図書に定められた業務月日に変更が生じた場合は、監督職員と協議の上、変更届を提出し承諾を受けたのち業務の実施にあたること。

第4章 業務の実施

4. 1 担当技術者

- (1) 担当技術者は、その作業等の内容に応じた必要な知識及び技能を有する者で、「点検技士」、「整備技士」、「点検管理士」又は「安全管理士」であること。

4. 2 点検の範囲

- (1) 点検業務の対象公園及び遊具等は、別紙による。
- (2) 遊具等の点検内容は、(一社)日本公園施設業協会が規定する「定期点検総括表」「定期点検表」に基づいて実施し、その結果について報告すること。
(※定期点検業務には、原則としてボルト、ナット類の増し締め、グリス等の注油は含まない。)
(※防食テープ類が巻かれている場合は、点検箇所や点検方法について事前に協議すること。)

4. 3 点検の実施

- (1) 点検を行う場合には、あらかじめ監督職員から使用状況、劣化及び修理経歴等の状況を聴取し、点検の参考とすること。
- (2) 点検業務の中で測定を行う必要がある場合は、定められた測定機器又は(一社)日本公園施設業協会認定の JPFA 点検器具を使用して行うこと。
- (3) 高難度系遊具や大可動系遊具の安全領域内の設置面の衝撃吸収性能の測定を行う場合は、JPFA 方式又は ASTM 及び EN の規格基準に適合した測定器を使用して行うこと。
- (4) 「管理技術者」と「担当技術者」の職務については、兼ねることができる。

4. 4 定期点検の回数

- (1) 定期点検の実施回数は1回であり、期間は契約書による。

4. 5 安全対策

- (1) 点検作業においては、作業中であることを表示するとともに、公園利用者へ危害・迷惑をかけることのないように十分な安全対策を講ずること。
- (2) 点検の結果、緊急な使用禁止が必要と判断される遊具等については、業務計画書等で事前に監督職員と打ち合わせた手順に従うこと。

4. 6 作業服装

- (1) 業務関係者は、業務及び作業に適した服装にて作業を実施すること。

4. 7 点検業務の報告

- (1) 管理技術者は、作業の結果を記載した点検業務報告書を作成し、監督職員へ契約書に定められた期日内に報告すること。

第5章 業務の検査

5. 1 業務の検査

- (1) 受注者は、下記の書類を提出し、発注者の指定した者が行う業務の検査を受けるものとする。

- (a) 点検業務報告書

※（一社）日本公園施設業協会の「公園施設の定期点検に関する基準 JPFA-SP-S:2024」に記載する定期点検総括表・定期点検表の様式及び写真台帳に基づいたもの

- (b) 修繕、撤去、更新等が望ましいと判断される遊具等についての修繕方法等と概算見積書

※「(a) 定期点検業務報告書」は、ファイル綴じ1部（A4サイズ）及びCD等の記録媒体にて提出すること。

第6章 その他

6. 1 疑義

- (1) 本仕様書に記載なき事項又は疑義が生じた場合は、双方協議のうえ、監督職員の指示に従うこと。

6. 2 その他

- (1) 緊急撤去等のやむを得ない事由により、点検が不可能な状態であった場合は、設計変更の対象とする。